

層雲峡観光総合コミュニティセンター及び大雪山バーデハウス層雲峡黒岳の湯指定管理者業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 要領の趣旨

上川町では、層雲峡観光総合コミュニティセンター及び大雪山バーデハウス層雲峡黒岳の湯（以下「黒岳の湯」という。）の指定管理者の選定にあたり、広く事業者を募集し、豊富な経験や高い専門知識を有する事業者から創意工夫のある提案を求め、公募型プロポーザルにより指定管理者を選定します。

2 指定管理の概要

- (1) 業務名 層雲峡観光総合コミュニティセンター及び大雪山バーデハウス層雲峡黒岳の湯指定管理
- (2) 指定期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日
- (3) 業務内容 層雲峡観光総合コミュニティセンター及び大雪山バーデハウス層雲峡黒岳の湯指定管理者業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 施設概要
 - 名称 層雲峡観光総合コミュニティセンター及び大雪山バーデハウス層雲峡黒岳の湯
 - 所在地 北海道上川郡上川町字層雲峡
 - 開設年月日 平成18年4月1日
 - 建物の構造 建築構造 鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階建
 - 延床面積 地下 398.45㎡ 1階 657.13㎡
2階 545.38㎡ 3階 315.80㎡
 - 設備 建物に備付けてある給湯・暖房用機器、温泉源に付随する施設、その他の設備

3 応募参加資格等

法人等又はその代表者が次のすべてに該当すること

- ① 上川町が作成する「令和3・4年度上川町競争入札等参加資格者名簿」に登録されている者及び「令和5・6年度上川町競争入札等参加資格申請」を行う者
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、町における一般競争入札の参加を制限されていない者
- ③ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていない者。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きを行っていない者
- ⑤ 国税、地方税及びその他町の徴収金を滞納していない者
- ⑥ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でない者又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から起算して5年を経過しない者の統制下にない者

- ⑦ 当該施設における指定管理を円滑・安全に遂行するために必要な同類施設の受託実績、豊富なノウハウ、企画提案能力がある者
- ※ 本指定管理は、上川町議会での令和5年度当初予算成立を前提とするため、今後、内容等を変更することがある。
- ※ 当指定管理については、指定期間3年間としているが、年度ごとの契約とし、内容等を変更することがある。

4 プロポーザル実施スケジュール

項目	期日	備考
指定管理者の募集要領・仕様書・審査要領の公表	令和5年1月11日（水）	上川町ホームページにて公表
質疑書の受付締め切り	令和5年1月23日（月）	質疑書は電子メールによる
質疑書の回答期限	令和5年1月24日（火）	電子メールによる通知
参加意向申出書等の提出期限	令和5年1月26日（木）	提出：参加意向申出書・役員等名簿・会社概要調査票・誓約書・同類施設の受託実績を証明できるもの
プレゼンテーション及びヒアリングの実施通知	令和5年1月27日（金）	電子メール等による通知
企画提案書及び添付資料の提出期限	令和5年2月2日（木）	提出：指定申請書・事業計画書・収支計画書等
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和5年2月7日（火）（予定）	
選定結果の通知	令和5年2月10日（金）	郵送
協定書の締結	令和5年4月1日（土）	

5 指定申請書等の事務手続き

(1) 事務の受付

- ① プロポーザルに関する質疑、企画提案書等の受付は、すべて事務局において行う。
- ② 受付時間は、平日午前9時00分から午後5時00分までとする。

(2) 事務局 上川町役場産業経済課商工観光グループ

〒078-1753 北海道上川郡上川町南町180番地

電話番号 01658-2-4058 FAX 01658-2-1220

E-mail kankou@town.hokkaido-kamikawa.lg.jp

(添付ファイル付の場合、下記アドレスにもお送りください。)

E-mail sankei@kamikawacho.jp

6 質疑・応答の実施

要領等の内容に対する質問がある場合は、質疑書を次のとおり提出すること。

- ① 受付期限 令和5年1月23日（月）
- ② 提出先 事務局
- ③ 提出方法 質疑書（要領別紙6）を電子メールによる。
（提出先：kankou@town.hokkaido-kamikawa.lg.jp 及び sankei@kamikawacho.jp）
- ④ 質疑回答方法 電子メールによる

7 参加意向申出書等の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、参加意向申出書・役員等名簿・会社概要・誓約書等を次のとおり提出すること

- ① 提出期限 令和5年1月26日（木）
- ② 提出先 事務局
- ③ 提出方法 持参又は郵送による。（郵送の場合は、配達したことを証明できるものに限る）
- ④ 提出部数 参加意向申出書（要領別紙1）・役員等名簿（要領別紙2）・会社概要等調査票（要領別紙3）・誓約書（要領別紙4）及び同類施設の受託実績を証明できるもの（契約書の写し等）を各1部。
- ⑤ その他 条件を満たさないと判断した場合は、その旨を通知する。

8 企画提案書等の提出

(1) 指定申請書（第1号様式）

(2) 企画提案書

- ① 事業計画書（第3号様式）（令和5年度～令和7年度の各年度ごとに作成）
- ② 収支計画書（第4号様式）（令和5年度～令和7年度の各年度ごとに作成）
- ③ 見積書（要領別紙5）
- ④ 提案の日に属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- ⑤ 提案の日に属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務内容を明らかにする書類
- ⑥ 定款、寄付行為、規約又はこれに類する書類
- ⑦ その他、町長が必要と認める書類

(3) 提出部数 正本1部、副本5部(正本のコピー可)

(4) 提出期限及び提出方法

- ① 提出期限 令和5年2月2日（木）
- ② 提出場所 上川町役場産業経済課商工観光グループ
〒078-1753 北海道上川郡上川町南町180番地
- ③ 提出方法 持参又は郵送による。なお、郵送の場合は、提出期限内に必着のこと

(4) 提出書類の情報公開

提出された書類は、情報公開請求によって開示することがある。

(5) 提案内容の留意事項

- ① 見積書の作成は単年度の額とし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積りした金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- ② 費用負担
応募に必要な費用は、応募団体の負担とする。
- ③ 提出書類の取り扱い
提出書類は、理由の如何を問わず返却はしない。また、提出書類は選定等のために必要な範囲内で複製を作成することがある。

9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- ① 実施日 令和5年2月7日（火）（予定）
- ② 実施場所 上川町役場中会議室
- ③ 出席者 3人以内
- ④ 内容 詳細等の要項は、令和5年1月27日（金）別途通知します。

10 選定の審査方法及び基準

(1) 審査の方法

選定委員会を設置し、審査基準に基づき、書面審査及びヒアリング等を実施し、指定管理者の選定を行う。審査の結果、該当者なしとする場合がある。

(2) 審査基準

- ① 利用者の平等な利用を確保することができるものであるもの。
- ② 施設の効果的な活用をするものであるとともに、その指定管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ③ 施設の適切な維持管理及び適切な運営を的確に行うために必要なその他の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

以上のような審査基準に照らし、総合的に判断する。

(3) 審査項目及び配点比率

審査項目等については、「層雲峡観光総合コミュニティセンター及び大雪山バーデハウス 層雲峡黒岳の湯指定管理者業務委託に関するプロポーザル審査要領」を参照

(4) 指定管理者の選定及び通知

① 選定方法

選定委員会による審査結果報告に基づき、指定管理者の選定をする。

② 通知

各申請者に文書で通知する。

(5) 禁止事項

- ① 審査に対し、不当な要求等を申し入れること
- ② 選定委員会に個別に接触すること
- ③ 提出書類の虚偽又は不正

- ④ 募集要項に違反又は著しく逸脱すること
- ⑤ 提出書類等の提出期限を経過してからの提出
- ⑥ 提出書類提出後に事業計画書の内容を変更すること
- ⑦ その他不正な行為をすること

11 協定書の締結

町長は、委員会が選定した最優秀者と黒岳の湯指定管理者に係る協定書（以下「協定書」という。）を締結する。

なお、協定書で定める事項は、次のとおりとする。

- ① 協定の目的
- ② 指定管理期間
- ③ 管理運営範囲と実施条件に係る事項
- ④ 管理運営の実施及び報告、調査、事故発生時の報告に係る事項
- ⑤ 財産及び費用区分に係る事項
- ⑥ 再委託の禁止に係る事項
- ⑦ 関係法令の遵守に係る事項
- ⑧ 個人情報保護に係る事項
- ⑨ 指定管理料に係る事項
- ⑩ 施設修繕積立金に係る事項
- ⑪ 責任分担及び物品に取扱いに係る事項
- ⑫ 損害賠償及び不可抗力に係る事項
- ⑬ 指定管理期間満了に伴う取扱いに係る事項
- ⑭ 指定管理期間満了以前の指定の取り消しに係る事項
- ⑮ 管理業務に係る経理並びに帳簿等の整備及び保管に係る事項
- ⑯ その他、管理運営の実施に当たって必要な事項

※協定書締結後の留意事項

協定書を締結後、指定管理者の責めに帰すべき事由で協定を解除した場合、その協定を取り消し、又は期間を定め業務の全部又は一部の停止を命じることができる。この場合において、指定管理者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

12 参考資料・添付資料・様式

- (1) 仕様書
- (2) 参考資料（関係図面、収支状況）
- (3) 様式（様式第1号～様式第4号、要領別紙1～要領別紙6）
- (4) 審査要領

13 問合せ先

上川町役場産業経済課商工観光グループ

〒078-1753 北海道上川郡上川町南町180番地

電話番号 01658-2-4058 F A X 01658-2-1220

E-mail kankou@town.hokkaido-kamikawa.lg.jp

(添付ファイル付の場合、下記のアドレスにもお送りください。)

E-mail sankei@kamikawacho.jp